

令和 8 年 6 月 日

(名称) 東員町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東員町内の公共交通は、三岐鉄道北勢線及び四日市市との境界地域を通る三岐鉄道三岐線の鉄道2路線と、地域間幹線系統である民間路線バスの三重交通桑名阿下喜線が東西方向の公共交通軸となっており、これらを補完し接続する形で南北方向にコミュニティバス（オレンジバス）が運行している。

オレンジバスは、朝夕便の南北急行線・東部急行線、昼便の南北線・東部線の4路線で構成しており、町内人口の約半数を占める北部団地から中部の北勢線東員駅と穴太駅を通り、南部の三岐線北勢中央公園口駅までを連絡し、町内移動を担う重要な公共交通となっている。

オレンジバスの朝夕便は、三岐鉄道や民間の幹線路線バスとの乗り継ぎにより、主に高校生の通学や社会人の通勤手段としての役割を担っている。

昼便は、主に高齢者や車を運転できない方等のスーパー等への買い物、診療所への通院等のための移動手段として利用されており、両路線とも町民の生活に必要な公共交通として機能している。

オレンジバスの利用者数は令和3年度以降横ばいで新型コロナウイルス感染症以前の約8割にとどまっており、行政による費用負担の増加につながっている。

町民の移動を確保することは日常生活の維持、向上だけでなく、本町への定住を促し、まちづくりにも大きく寄与するものであるため、町内の公共交通機関の中軸としての鉄道、路線バスを始め、交通弱者利用の多いオレンジバスを維持する重要性が益々高まっている。

特にオレンジバスは、町内移動の要であるとともに、町内には大きな総合病院や高校などがないことから、隣接市町への通院、沿線に立地する高校へ通学するための三岐鉄道や民間の幹線路線バスへ接続する二次交通手段として広域移動にも寄与する重要な路線であり、運行を維持する必要性は高い。

また、オレンジバスを含む公共交通を維持することで、高齢者の運転免許証の自主返納を促し、近年全国で増加している高齢者等による交通事故の防止と外出しやすい環境づくりに寄与している。

このような背景のもと、令和3年3月に「東員町地域公共交通計画」、令和5年8月に「東員町地域公共交通利便増進実施計画」、令和8年3月に「第2次東員町地域公共交通計画」を策定し、目指す姿「交通弱者が公共交通を利用して移動ができています」を実現するため、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・地域住民の共助による送迎サービスの取り組みなどの輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークを構築し、町民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させる事業を実施している。

今後も、地域公共交通確保維持改善事業の適用によりオレンジバスの運行を確保・維持し、交通弱者や高齢者を始めとした町民の安全・安心な日常生活の維持・向上に必要な生活交通手段を存続していくことが必要である。

※四日市市及び桑名市の地域公共交通計画にオレンジバスを位置付けない理由について

オレンジバス南北線は四日市市の北勢中央公園口駅と桑名市のサンシパークに、オレンジバス南北急行線は北勢中央公園口駅に、オレンジバス東部線はサンシパークに乗り入れている。北勢中央公園口駅は隣接市町への広域移動のため、サンシパークは日常の買い物のための移動手段として、主に東員町民が利用しており、町民の生活交通として必要なためである。

また、四日市市、桑名市ではオレンジバスの費用負担をしておらず、補助申請をしていない。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【目標】 () 内は、直近の実績

	利用者数	利用者一人当たり 国、町の費用負担額	収支率
南北線・ 南北急行線	62,693 人以上 (62,594 人)	860 円/人以下 (769 円/人)	15.8%以上 (17.2%)
東部線・ 東部急行線	13,924 人以上 (13,569 人)		
合 計	76,617 人以上 (76,163 人)		
備 考	・目標値は R6 年度実績に 対して年 0.4%増加として R9 年度目標を設定。目標値 に対して南北線・東部線 (急行線を含む) の R6 実 績で按分 ・実績は R7 年度 (R6.10.1 から R7.9.30 まで) の値	・目標値は、運行委託費は 維持し、利用者数は左記 目標を達成した場合の R9 年度の目標値 ・実績は R7 年度の値 (参考: R6 年度 873 円)	・目標値は、運行委託費は 維持し、運賃収入は R6 年 度実績に対して年 0.4% 増加した場合の R9 年度 の目標値 ・実績は R7 年度の値 (参考: R6 年度 15.6%)

※南北急行線はフィーダー補助対象路線ではありませんが、南北急行線を除いた数値の算出が困難なため、南北急行線を含むデータとしている。

(第2次東員町地域公共交通計画 P17 参照)

(2) 事業の効果

- ①オレンジバス運行を維持することにより、通勤や通学、通院、買い物利用者及び高齢者等の日常生活に必要な移動が確保される。また高齢者、学生、障がい者などの交通弱者が公共交通を利用して移動ができる環境を整備することで外出支援にもつながり、町民の社会参加を促し、心身ともに健やかで活動的な生活に寄与する。
- ②運転免許証の自主返納の促進に寄与し、高齢者等による交通事故の減少につながる。
- ③オレンジバスは、三岐鉄道北勢線東員駅・穴太駅、三岐鉄道三岐線の北勢中央公園口駅のほか、桑名市・いなべ市・四日市市と連絡する路線バスや、名古屋市と連絡する高速バスとも接続しており、広域圏の移動の二次交通手段として機能し、効率的な公共交通体系を実現できる。
- ④町の観光資源である大規模な商業施設や中部公園、ヴィアティン三重（サッカーチーム）のホームスタジアムである本町のスポーツ公園陸上競技場へのサッカー観戦など、来町者の移動手段として活用し、公共交通と観光が連携することで、来町者を確保することにつながり、本町の交流人口の増加、活性化に寄与する。

(第2次東員町地域公共交通計画 P10～15 参照)

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

実施事業	実施主体
①公共交通間の乗り継ぎダイヤ調整 ・鉄道、路線バスのダイヤ改正やオレンジバス再編時には、乗り継ぎ利便性向上を図るため、関係者と連携して運行ダイヤの調整を行います。 (第2次東員町地域公共交通計画 P25 参照)	三岐鉄道(株) 三重交通(株) 八風バス(株) 東員町

②オレンジバスの停留所環境の整備 ・オレンジバス乗降者数の多い主要停留所において、利用者が快適にバスを待つことができるよう、上屋などを整備します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P25 参照)	八風バス(株) 三岐鉄道(株) 東員町
③オレンジバスのキャッシュレス決済の導入 ・三岐鉄道北勢線が、令和7年3月から全国交通系 IC カードによるキャッシュレス決済を導入しました。 ・オレンジバスについても、北勢線からの乗り継ぎ利便性を高めるため、交通系 IC カードなどのキャッシュレス決済の導入に向けた取組を推進します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P25 参照)	東員町
④オレンジバスの見える化の推進 ・バスロケーションシステムを活用してバスの位置情報などを提供し、オレンジバスを便利に利用しやすくします。また、バスロケーションシステムと連動する乗降センサーを活用して利用実態を把握し、施策に反映します。 ・検索サービスへの情報提供など、公共交通を利用しやすくするための「見える化」を推進します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P25 参照)	三岐鉄道(株) 三重交通(株) 八風バス(株) タクシー各社 東員町
⑤オレンジバスの再編と新たな移動手段導入の取組 ・オレンジバスの行き先がわかりにくいという声や交通空白地に対応するため、オレンジバスの再編と合わせて、デマンド交通などの新たな移動手段導入に取り組みます。 ・オレンジバスの昼便については、多くの居住地、多様な施設を巡回するルートとなっているため、運行本数が少ない、目的地まで時間がかかるなどの声があります。このため、利用者の行き先を考慮し、利用の少ない区間は廃止にするなど、利便性の高いルートへの見直しを検討します。 ・ルートの見直しに合わせて、鉄道、路線バスとの接続を調整し、ネットワーク全体としての利便性を確保します。 ・オレンジバスのルート見直しにより交通空白地が増加することになるため、デマンド交通、ライドシェアなどの新たな移動手段を導入し、その改善を図る取組を行います。 ・新たな移動手段導入に取り組む際には、利用のしやすさを知ってもらうとともに、利用実態・効果を検証するため、特定の地域、時間帯、運行期間などで実証運行を行い、本格運行を行うかどうか判断します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P26 参照)	八風バス(株) 三岐鉄道(株) 東員町
⑥お出かけ元気バス事業の拡大 ・町内在住の75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満で運転免許証を返納した方を対象に外出を支援するため、オレンジバスの運賃を半額とする「お出かけ元気バス」を配布します。 ・より多くの方が利用しやすくなるようにするため、お出かけ元気バスの特典の拡大を検討し、利用増を図ります。 (第2次東員町地域公共交通計画 P27 参照)	東員町

⑦自動車運転免許自主返納の促進 ・高齢者による自動車交通事故を削減するため、運転に不安がある方の自動車運転免許証の自主返納を促し、公共交通利用を促進します。 ・三重県、民間事業者による取組を紹介するとともに、本町独自の取組についても検討、実施します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P 2 7 参照)	三岐鉄道(株) 三重交通(株) 八風バス(株) タクシー各社 東員町
⑧公共交通利用を促進する情報提供 ・鉄道、路線バス、オレンジバスを掲載した総合的な公共交通マップ、ホームページ、経路検索などの更新により、公共交通利用を促進するための情報提供を実施します。 ・SNS や広報誌、ホームページ等を活用して公共交通に関心を持ってもらえる情報を発信します。 ・公共交通を使った外出は、安全、安心で健康にもよいこと、CO²排出量が自家用車より少なく地球環境にやさしいことをアピールし、利用促進を図ります。 (第2次東員町地域公共交通計画 P 2 7 参照)	三岐鉄道(株) 三重交通(株) 八風バス(株) タクシー各社 東員町 北勢線事業運営協議会
⑨公共交通利用促進イベントの実施 ・北勢線のサンタ電車運行時にオレンジバスの無料乗車券を配布する取組や、町のイベント(とういんわくわくフェスタ、TOIN マルシェなど)でのバス乗り方教室、子供向け塗り絵など、バス利用促進活動を継続して実施します。 ・その他のイベント開催時には、会場へのアクセスに公共交通利用を促すなど、各種イベントなどを契機に公共交通の利用をPR します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P 2 8 参照)	三岐鉄道(株) 三重交通(株) 八風バス(株) タクシー各社 東員町
⑩生活交通を考える会の継続 ・公共交通に係る各種事業の提案や実施を行うために、年数回開催している「東員町生活交通を考える会」を継続します。 (第2次東員町地域公共交通計画 P 2 8 参照)	住民 東員町
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
表 1 を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るオレンジバス東部急行線、南北線、東部線について、その運行に係る費用総額のうち、東員町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
運行事業者からの報告により毎月の利用者数を把握。利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。	
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成24年に東員町公共交通会議を組織し、7月2日に第1回会議を開催。以降、毎年継続して会議を実施し、本町の公共交通施策等について協議、検討を行ってきた。

【東員町公共交通会議の開催実績】

(令和2年度～令和7年度及び令和8年度第1回)

開催日	回数	主な議論
令和2年7月30日 (書面決議)	第29回 (令和2年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について ・東員町地域公共交通計画の策定について
令和2年11月6日	第30回 (令和2年度第2回)	・東員町地域公共交通計画(中間報告)
令和3年1月22日	第31回 (令和2年度第3回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について ・東員町地域公共交通計画(案)
令和3年3月22日	第32回 (令和2年度第4回)	・東員町地域公共交通計画の策定について
令和3年6月18日 (書面決議)	第33回 (令和3年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について
令和4年1月18日	第34回 (令和3年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和4年3月18日 (書面決議)	第35回 (令和3年度第3回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について
令和4年6月17日	第36回 (令和4年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について
令和5年1月13日	第37回 (令和4年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和5年3月27日	第38回 (令和4年度第3回)	・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について
令和5年5月30日	第39回 (令和5年度第1回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・東員町公共交通計画の改定について
令和5年6月29日	第40回 (令和5年度第2回)	・東員町公共交通計画の改定について ・令和6年度確保維持改善計画(フィーダー系統)の認定申請について
令和5年8月10日 (書面決議)	第41回 (令和5年度第3回)	・東員町地域公共交通利便増進実施計画の策定について ・東員町地域公共交通計画の改訂について
令和6年1月11日	第42回 (令和5年度第4回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和6年3月8日 (書面決議)	第43回 (令和5年度第5回)	・令和6年度東員町地域公共交通会議 歳入歳出予算(案)について

令和6年6月19日	第44回 (令和6年度第1回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・令和7年度確保維持改善計画（フィードバックシステム）の認定申請について
令和7年1月16日	第45回 (令和6年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和7年3月21日 (書面決議)	第46回 (令和6年度第3回)	・令和7年度東員町地域公共交通会議 歳入歳出予算（案）について
令和7年6月19日	第47回 (令和7年度第1回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・令和8年度確保維持改善計画（フィードバックシステム）の認定申請について ・第2次地域公共交通計画の策定方針
令和7年11月26日	第48回 (令和7年度第2回)	・第2次東員町地域公共交通計画（素案）の協議
令和8年1月13日	第49回 (令和7年度第3回)	・第2次東員町地域公共交通計画（案）の協議 ・地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
令和8年3月3日 (書面決議)	第50回 (令和7年度第4回)	・第2次東員町地域公共交通計画の策定
令和8年6月18日	第51回 (令和8年度第1回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・令和9年度確保維持改善計画（フィードバックシステム）の認定申請について
19. 利用者等の意見の反映状況		
・自治会長会、シニアクラブ連合会の代表者を、東員町地域公共交通会議の構成メンバーとし、地域公共交通計画の策定、各種事業の実施にあたり、地域住民の代表としての立場からの意見を反映した。 ・自治会、シニアクラブ、学生、地域公共交通の一般利用者を構成メンバーとする「東員町生活交通を考える会」を組織し、公共交通に係る各種事業の提案や実施にあたり、町民や利用者としての立場からの意見を反映した。令和7年9月～11月に東員町生活交通を考える会を4回開催し、意見交換、イベントでの利用促進活動を実施した。 ・令和7年7月に「公共交通に関するアンケート調査」を本町在住16歳以上の3,000名を対象に実施した。また令和7年9月に「バス利用者アンケート調査」をオレンジバス及び三重交通桑名阿下喜線バス利用者を対象に実施した。 ・今後、これらの意見を踏まえて事業を推進する。		

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地
 (所 属) 政策課
 (氏 名) 山田 正彦
 (電 話) 0594-86-2811
 (e-mail) seisaku@town.toin.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実

施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。